

特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会
第 22 回理事会議事録

日時 2020 年 3 月 18 日(水)13:15～17:00
場所 東京都文京区弥生 2-11-16 東京大学理学部 3 号館 412 号室
出席者 出席者 岩崎渉理事長、五斗進副理事長、有田正規理事・幹事、長野希美理事、松田秀雄理事・幹事、尾崎遼理事・新幹事、木下賢吾理事・幹事・地域部会長、白井剛理事・幹事(ビデオ会議による参加:大林武理事・幹事、清水厚志理事、清水謙多郎理事・幹事、宮本真理理事、荻島創一理事・幹事、田村武幸理事、元池育子理事、藤渕航理事、山西芳裕理事・幹事)
(表決書提出) 浅井潔理事・幹事、遠藤俊徳理事・地域部会長、竹本和広理事・幹事
以上 20 名出席扱い
オブザーバ 渋谷哲郎監事、松井求新監事、齋藤裕幹事、大上雅史新理事・新幹事、鎌田真由美新理事、佐藤健吾新理事、事務局牛山(ビデオ会議による参加:木下聖子新理事、遠里由佳子新理事、長井陽子新理事、武藤愛新理事・新幹事、山田拓司幹事)
議長 岩崎理事長(定款 35 条による)

配布資料

(審議事項参照資料)

別紙 1.1 2019 年度事業報告書
別紙 1.2 2019 年度財産目録
別紙 1.3 2019 年度貸借対照表
別紙 1.4 2019 年度活動計算書
別紙 1.5 2019 年度計算書類の注記
別紙 2.1 2020 年度事業計画案
別紙 2.2 2020 年度予算案・収支予算書(認定試験 CBT)
別紙 2.3 2020 会計年次推移
別紙 3-13 理事会審議事項-第 3 号議案～第 13 号議案
別紙 14.1 2019 年年会開催報告(山田大会長)
別紙 14.2 2020 年度年会について
別紙 14.3 第 9 回生命医薬情報学連合大会趣意書

(報告事項参照資料)

別紙 h4 2019 認定試験実施報告(白井理事・幹事)
別紙 h8 男女共同参画報告書(油谷幹事)
別紙 h9 若手幹事引継メモ(竹本理事・幹事)
別紙 h12.1 JSBi Web google analytics の報告(齋藤幹事)
別紙 h12.2 研究室検索例(齋藤幹事)
別紙 h12.3 研究室一覧例(齋藤幹事)

別紙 h17.1 総務報告(事務局)

別紙 h17.2 2019 年度版 JSBi 年間業務予定表(事務局)

(参考資料)

別紙 s1 2019 年度 9 月理事会議事録(第 21 回理事会議事録)(19.09.08 開催)

別紙 s2 JSBi 年会会計に関するメモ

別紙 s3 JSBi 年会からの依頼・留意事項メモ

岩崎理事長、五斗副理事長より第 22 回理事会開催にあたって挨拶があり、議事録署名人として尾崎理事、五斗副理事長が指名され、満場一致で承認された。

議案

〈審議事項〉

第一号議案 2019 年度事業報告および収支決算の承認

大林理事・幹事より別紙 1.1-1.5 を基に 2019 年度事業報告および収支決算について報告が行われた。慎重な審議の結果、2019 年度事業報告および収支決算は全会一致で可決され、総会に議案として付議することが承認された。

第二号議案 2020 年度事業計画および収支予算の承認

大林理事・幹事より別紙 2.1-2.3 を基に 2020 年度事業計画および収支予算について報告が行われた。慎重な審議の結果、2020 年度事業計画および収支予算案は全会一致で可決され、総会に議案として付議することが承認された。特に白井理事・幹事より認定試験の受験者数急増に伴い運営体制の変更について提案があり、新たにテストセンターを利用する予算案としたことについて説明があった。

第三号議案 定款の変更の承認可否

岩崎理事長より、別紙 3-13 を基に定款について以下の通りに改正したい旨が説明された。

3.1 定款第 13 条 3 の削除

【削除】

理事長及び副理事長は理事を兼ねるものとする。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、出席した理事の議決権の過半数を持って異議なく可決され、総会に議案として付議することが承認された。

3.2 定款第 16 条 1 の変更

【現行】

理事の任期は、2年とする。3期連続して選出されることはできない。

【変更後】

理事の任期は、2年とする。3期連続して選出されることはできない。ただし、理事長あるいは副理事長を兼ねている間の任期はこれに加算しない。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、出席した理事の議決権の過半数を持って異議なく可決され、総会に議案として付議することが承認された。

3.3 定款第 16 条 2 の変更

【現行】

理事長並びに副理事長の任期は2年とし、1回に限り再任を認める。ただし、再任の場合の任期は1年とする。

【変更後】

理事長並びに副理事長の任期は、2年とする。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、出席した理事の議決権の過半数を持って異議なく可決され、総会に議案として付議することが承認された。

3.4 定款第 20 条の変更

【現行】

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

【変更後】

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決され、総会に議案として付議することが承認された。

3.5 定款第 38 条の追加、ならびに同条以降の条番号の繰り下げ

【現行】

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事総数(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の過半数が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決され、総会に議案として付議することが承認された。

3.6 定款第 38 条(繰り下げにより 39 条)3 の追加

【追加】

前2項の規定に関わらず、前条の方法により理事会の決議があった場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決され、総会に議案として付議することが承認された。

第四号議案 役員を選任

議長は、理事 10 名が 2020 年 3 月 31 日に任期満了となるため、その改選について議場に諮ったところ、当法人の細則第 2 条に定める選挙(2020 年 1 月 17 日～ 2 月 10 日実施)により選出された新理事候補者 10 名が、満場一致で選任され、被選任者は、いずれもその就任(就任日 2020 年 4 月 1 日)を承諾したため、総会に議案として付議することとした。

また、理事長の理事としての任期が、理事長の任期よりも先に終了してしまうことに伴う新理事候補者 1 名について、満場一致で選任され、被選任者は、その就任(就任日 2020 年 4 月 1 日)を承諾したため、総会に議案として付議することとした。

改選される理事氏名は下表にまとめた。

2020年3月31日に任期終了となる理事10名		2020年4月1日に就任する理事11名	
浅井 潔	清水 厚志	岩崎 涉	清水 謙多郎
有田 正規	清水謙多郎	大上 雅史	遠里 由佳子
岩崎 涉	長野 希美	大林 武	長井 陽子
遠藤 俊徳	松田 秀雄	鎌田 真由美	松田 秀雄
大林 武	宮本 真理	木下 聖子	武藤 愛
		佐藤 健吾	

また、議長は、監事山田和範、渋谷哲朗が 2020 年 3 月 31 日で任期満了につきその改選方を議場に諮ったところ、満場一致をもって、渋谷哲朗、松井求が監事に選任され、被選任者はいずれもその就任(就任日 2020 年 4 月 1 日)を承諾したため、総会に議案として付議することとした。

第五号議案 細則の変更の承認可否

岩崎理事長より、別紙 3-13 を基に細則について以下の通りに改正したい旨が説明された。

5.1 細則第 1 条の変更

【現行】

第 1 条 入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度分会費を添えて理事長に提出し、承認を得るものとする。

【変更後】

第 1 条 入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度年会費を入金するものとする。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

5.2 細則第 2 条の変更

【現行】

第 2 条 理事は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(1) 理事長は、正会員の中から少なくとも 2 名を選出し、選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は選挙事務を行う。少なくとも 1 名の選挙管理委員は役員以外でなければならない。

(2) 正会員の投票は1人1票、無記名による5名連記とし、原則として郵送によるものとする。同一候補への複数投票は1名として扱い、誤記は選挙管理委員が投票者の意図を明確に判断できる場合は許容する。

(3) 毎年10名の理事を改選する。

(4) 得票者中の上位の者より順に新理事候補者として10名を選任する。ただし、同数得票者については年齢の低い順に順位を定める。

(5) 総会の承認を経て、新理事候補者を理事に選任する。

【変更後】

第2条 理事は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(1) 理事は、正会員・学生会員・名誉会員による選挙と、総会の承認を経て選任する。

(2) 理事長は、正会員の中から少なくとも2名を選出し、選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は選挙事務を行う。少なくとも1名の選挙管理委員は役員以外でなければならない。

(3) 投票は1人1票、無記名による5名連記とし、原則として電磁的方法または書面の郵送によるものとする。同一候補への複数投票は1名として扱い、誤記は選挙管理委員が投票者の意図を明確に判断できる場合は許容する。

(4) 得票者中の上位の者より順に、改選による新理事候補者として10名を選任する。ただし、同数得票者については年齢の低い順に順位を定める。

(5) 理事長並びに副理事長について、その理事としての任期が、理事長並びに副理事長の任期よりも先に終了してしまう場合には、理事長並びに副理事長を新理事候補者に加える。

(6) 総会の承認を経て、新理事候補者を理事に選任する。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、出席した理事の議決権の過半数を持って異議なく可決された。

5.3 細則第3条、第4条の変更

本議案については、この後に開催される総会において定款第16条2の変更が認められた場合のみに有効とすることについて、岩崎理事長より説明があった上で審議が行われた。

【現行】

第3条 理事長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(1) 理事長は、正会員の中から、理事及び第2条の方法で選任された新理事候補者の選挙と、総会の承認を経て選任する。

(2) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新理事長候補者とする。ただし、投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を新理事長候補者として選出する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。

2 理事長が欠けたときは、遅滞なく新会長を選任する。

第4条 副理事長は正会員の中から理事長が指名し、総会がこれを承認する。

2 副理事長が欠けたときは、遅滞なく新副理事長を選任する。

【変更後】

第3条 理事長の任期が終了したとき、理事長が欠けたときは、副理事長を新理事長に選任し、遅滞なく新副理事長を選任する。

第4条 副理事長は、次の各号に掲げる方法により選任する。

(1) 副理事長は、理事あるいは第2条の方法で選任された新理事候補者であり、かつ、正会員であるものの中から選ばれる。

(2) 副理事長は、理事および第2条の方法で選任された新理事候補者による選挙と、総会の承認を経て選任する。

(3) 投票は1人1票、無記名による単記とし、投票総数の過半数を得た者を新副理事長候補者とする。

(4) 投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票者中の上位の者より順に2名を選出し、改めて投票を行い、得票総数の上位の者を新副理事長候補者として選出する。このとき、同位の場合には抽選により決定する。

2 副理事長が欠けたときは、遅滞なく新副理事長を選任する。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、出席した理事の議決権の過半数を持って異議なく可決された。

第六号議案 Oxford Journals – Japanese Society for Bioinformatics Prize 選考規定の変更の承認可否

岩崎理事長より、別紙 3-13 を基に Oxford Journals – Japanese Society for Bioinformatics Prize 選考規定について以下の通りに改正したい旨が説明された。

6.1 第3条の変更

【現行】

第3条(1)第4条に定める推薦があった者、または、この賞を受ける事業年度(以下「当該年度」という。)の過去2年間の年会において第一発表者として行った研究発表が賞を受賞した者。

【変更後】

第3条(1)第4条に定める推薦があった者。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

6.2 第6条の変更

【現行】

第6条 この賞の選考委員会はこの法人の理事長、副理事長、理事から構成され、選考委員長は理事長が務める。

【変更後】

第6条 この賞の選考委員会はこの法人の理事長、副理事長、理事のうちその年の受賞候補者の推薦者と被推薦者を除いた者から構成され、選考委員長は理事長が務める。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

第七号議案 研究会運営規定の変更の承認可否

岩崎理事長より、別紙 3-13 を基に、研究会運営規定について以下の通りに改正したい旨が説明された。

7.1 第2条(申請)の変更

【現行】

第2条 研究会は、2名以上の会員が連名で、別途定める様式「計画書」および関連資料とともに、定められた時期に法人にその開催を申請する。

【変更後】

研究会は、会員が定められた時期に法人にその開催を申請する。
以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

7.2 第3条(運営)の変更

【現行】

第3条 研究会の運営は、研究会の申請者が中心となっておこなう。運営に伴う事務は、この法人の事務局が分担する。

【変更後】

第3条 研究会の運営は、研究会の申請者が中心となっておこなう。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

7.3 第4条(期間)の変更

【現行】

第4条 研究会は計画書に記載した会計年度内に1回以上開催する。同テーマの研究会を継続して開催する場合は、年度毎にあらためて計画書を提出する。

【変更後】

第4条 研究会は計画書に記載した会計年度内に開催する。同テーマの研究会を継続して開催する場合は、年度毎にあらためて計画書を提出する。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

7.4 第7条(報告)の変更

【現行】

第7条 研究会の申請者は、開催の進捗を適時、法人の事務局に報告する。計画終了後には、報告書を法人の事務局に提出する。また、年会中に開催される幹事会に出席し、報告及び意見交換をおこなう。

【変更後】

第7条 研究会の申請者は、開催の進捗を適時、法人の事務局に報告する。計画終了後には、報告書を法人の事務局に提出する。また、年会中に開催される意見交換会に出席し、報告及び意見交換をおこなう。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

7.5 第8条(参加)の変更(削除)

【現行】

第8条 法人の会員は、任意の研究会に無料で参加できる。必要に応じて会員以外の者の参加も認める。

【変更後】

(削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

第8号議案 ニュースレター規定の変更の承認可否

岩崎理事長より、別紙 3-13 を基にニュースレター規定について以下の通りに改正したい旨が説明された。

8.1 第3条(編集)2、4、5の変更

【現行】

2 ニュースレター編集担当幹事(以下「担当幹事」という。)は、幹事会の意見を参考にしながら、ニュースレターの編集を行う。

4 会員は、ニュースレターに投稿することができる。担当幹事は、幹事会の意見を参考にして、投稿原稿の採否を決める。

5 執筆の依頼は、担当幹事名で、この法人の事務局より行う。

【変更後】

2 ニュースレター編集担当幹事(以下「担当幹事」という。)は、理事・幹事の意見を参考にしながら、ニュースレターの編集を行う。

4 会員は、ニュースレターに投稿することができる。担当幹事は、理事・幹事の意見を参考にして、投稿原稿の採否を決める。

5 (削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

8.2 第5条(広告)4の変更

【現行】

4 賛助会員以外からの広告掲載の採否は幹事会が行う。

【変更後】

4 (削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

第九号議案 年会開催規定の変更の承認可否

9.1 第4条4(年会長)の追加

【追加】

第4条4 年会長は必要に応じて他の呼称を用いることができる

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

9.2 第5条5(委員会)の変更

【現行】

5 年会長は委員会の構成について会長に報告しなければならない。

【変更後】

(削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

9.3 第7条(会計監査)の変更

【現行】

第7条 年会の会計監査を行う年会監査委員を1名以上置く。年会監査委員は理事会において決定する。

【変更後】

第7条 年会の会計監査を行う年会監査委員を1名以上置く。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

9.4 第8条(開催経費)の変更

【現行】

第8条 年会開催経費は、年会参加費、この法人からの年会運営経費予算、出展料、広告料、寄付等に基づくものとする。年会運営経費予算及び年会参加費については理事会で審議のうえ決定する。

【変更後】

第8条 年会開催経費は、年会参加費、この法人からの年会運営経費予算、出展料、広告料、寄付等に基づくものとする。

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

9.5 第9条 1,2(開催計画)の変更

【現行】

第9条 年会長は、第8条に基づいた年会開催経費に基づき、年会開催計画書を開催前年度までに理事会に提出し承認を得なければならない。

2 年会開催計画書の様式は別途定める。

【変更後】

第9条 年会長は、第8条に基づいた年会開催経費に基づき、年会開催計画をあらかじめ理事会に報告し承認を得なければならない。

2(削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

9.6 第10条 1,2(開催報告書)の変更

【現行】

第10条 年会開催後、年会長は年会報告書を監査報告書とともに当該年度末までに理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 年会開催報告書の様式については別途定める。

【変更後】

第10条 年会開催後、年会長は監査報告書とともに年会開催について理事会に報告し、承認を得なければならない。

2(削除)

以上の説明を受け、慎重に審議した結果、満場一致で可決された。

第十号議案 2020年度幹事の承認

2020年度の幹事について岩崎理事長から以下の提案があり、満場一致で可決された。

(敬称略)

会長補佐:木下 賢吾、清水 謙多郎
年 会:五斗 進、山西 芳裕、浜田 道昭
会 計:大林 武、笠原 浩太
認定試験:白井 剛
研究会:岩崎 渉
ニュースレター:尾崎 遼、松本 拓高
ダイバーシティ推進:武藤 愛
ISCB:岩崎 渉
若 手:大上 雅史
渉 外:浜田 道昭
連 携:荻島 創一
広 報:齋藤 裕
人材育成:有田 正規、白井 剛
活性化:奥田 修二郎
個別化医療推進:木下 賢吾
Genome Informatics:岩崎 渉

第十一議案 2020 年度地域部会長の承認

2020 年度の地域部会長について岩崎理事長から以下の提案があり、満場一致で可決された。

遠藤 俊徳(北海道大学大学院情報科学研究院) 北海道地域部会
木下 賢吾(東北大学大学院情報科学研究科) 東北地域部会
中川 博之(住友化学株式会社) 関西地域部会
妹尾 昌治(岡山大学大学院自然科学研究科) 中国・四国地域部会
倉田 博之(九州工業大学大学院情報工学研究院) 九州地域部会
池松 真也(沖縄工業高等専門学校生物資源工学科) 沖縄地域部会

第十二議案 理事会による名誉会員推薦に関する覚書の承認

理事会による名誉会員推薦に関する覚書について、岩崎理事長から以下の提案があり、満場一致で可決された。

理事会による名誉会員推薦については、以下の流れで進めるものとする。

- (1) 毎年、年会開催の2ヶ月前までに理事会より名誉会員候補者の推薦を募る
- (2) 推薦があった場合には、年会開催期間の理事会にて推薦の審議を行う
- (3) 審議の結果、承認された場合には、翌年春の通常総会にて審議を行う
- (4) 審議の結果、承認された場合には、年会にて名誉会員記を贈呈するとともに、名誉会員講演を依頼する

第十三議案 日本バイオインフォマティクス学会賞の設置

日本バイオインフォマティクス学会賞の設置について、岩崎理事長から以下の提案があり、満場一致で可決された。

日本バイオインフォマティクス学会賞選考規程案

(目的及び名称)

第1条 特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会(以下「この法人」という。)は、バイオインフォマティクス分野において学術上非常に重要な貢献をした研究者を讃え、我が国におけるバイオインフォマティクスの発展に寄与することを目的として、日本バイオインフォマティクス学会賞(以下「この賞」という。)を設ける。

(受賞者及び受賞候補者の条件)

第2条 この賞は、第3条で定める受賞候補者のうち、バイオインフォマティクス分野において学術上非常に重要な貢献を行った研究者、各事業年度につき最大1名に与えられる。

第3条 この賞は、以下の各号の全てに該当する者を受賞候補者とする。

- (1) 第4条に定める推薦があった者。
- (2) 当該年度においてこの法人の正会員である者。
- (3) 当該年度の年会に参加することが可能であり、かつ、参加する意思を有している者。
- (4) この賞を以前に受賞したことがない者。

(受賞候補者の推薦)

第4条 この賞の受賞候補者の推薦は以下の各号に定めるところによる。

- (1) 推薦はこの法人の会員による他薦または自薦とし、定められた書式によるものとする。
- (2) 推薦者は被推薦者が第3条の各号(第1号を除く)に定める受賞候補者の条件を満たすことを確認し、保証するものとする。

第5条 この法人の理事長は当該年度の年会において授賞式を滞りなく執り行えるよう推薦の締切日を定め、その締切日の1ヶ月前までに会員に推薦の募集を告知する。

(受賞者の選考)

第6条 この賞の選考委員会はこの法人の理事長、副理事長、理事のうちその年の受賞候補者の推薦者・被推薦者を除いた者から構成され、選考委員長は理事長が務める。

第7条 選考委員長は推薦の締切日の後すみやかに第3条の条件を満たす受賞候補者の一覧を作成し、推薦があった者については推薦書とともに予め選考委員に回覧した上で、選考委員会を開催する。

2 受賞候補者が無かった場合には選考委員会は開催せず、当該年度のこの賞の受賞者を無しとする。

第8条 選考委員会は第2条に定めた条件に照らしてこの賞の受賞者に最も相応しい者についての議論を行った上で、受賞候補者全員を被投票者とした投票を行い、投票総数の過半数の一致をもって受賞者を1名決定する。

2 投票は各選考委員が等しく1票を投じる無記名投票とし、被投票者の1名が明記された票を有効票とする。また各選考委員は白票を投じることができ、有効票数と白票数の和を投票総数とする。

3 投票総数の過半数の票を獲得した者がいなかった場合には上位2位までの票数を獲得した者を被投票者として決選投票を行い、最大の票数を獲得した1名を受賞者とする。

4 決選投票の結果、最大の票数を獲得した者が複数いた場合には、それらの者のみを被投票者として再び決選投票を行う。これを最大の票数を獲得した者が1名となるまで繰り返し、その者を受賞者とする。

5 ある一度の投票において、複数の被投票者の全てが同数の票を獲得した場合には、改めて議論を行った上で再度投票を行う。その結果、再び複数の被投票者の全てが同数の票を獲得した場合には、選考委員長がそれらの者の中から受賞者を1名決定する。

6 ある一度の投票において、白票数が有効票数の2倍を上回った場合には、上記の規則によらず、選考委員長は当該年度のこの賞の受賞者を無しと決定することができる。

7 やむを得ない理由のために選考委員会に出席できない選考委員は書面又は電磁的方法をもって意見を述べるとともに、予め受賞候補者1名を指定して、または、白票を指定して、選考委員長に選考委員会における投票の代行を依頼することができる。決選投票における代行投票は、指定された受賞候補者が被投票者となっている場合、または、白票を指定されている場合に、これを行う。

第9条 この賞の受賞者は当該年度の年会におけるこの賞の授賞式に出席する義務を有するとともに、受賞講演を依頼された場合にはそれを受諾する義務を有する。

第十四議案 年会について

14.1 2019 年年会(2019 年日本バイオインフォマティクス学会年会・第8回生命医薬情報学連合大会)報告

2019 年年年会長の山田(拓)幹事より、別紙 14.1 に基づき、2019 年年会開催について報告があり、その内容が承認された。特に開催当日は台風が直撃しスケジュールが大幅に変更になり大変だったが、最後まで無事に終えることができたこと、特にスポンサーセッションが好評だったため、継続していきたい旨が報告された。資料に監査報告書の不足があったため、本件については審議は行わず、後日、山田(拓)幹事からの監査報告書の提出を待って年会会計報告についてメール審議することとなった。

14.2 2020 年年会(2020 年日本バイオインフォマティクス学会年会・第9回生命医薬情報学連合大会)開催計画

2020 年年年会長の山西理事・幹事より、別紙 14.2,14.3 に基づき2020 年年会開催について報告があり、その内容が承認された。特に、山西理事・幹事より、資料中<回答なし>の項目に記載がある企業について、理事・幹事への声かけの協力依頼があった。また、2021 年1月開催予定のメディカル AI 学会との合同セッションについて提案があり、連携担当の荻島幹事が今後山西理事・幹事と相談して進めるということとなった。

14.3 2021 年年年会長決定

2021 年度に開催される年会の年年会長として、浜田道昭会員(新幹事)が就任することが承認された。

〈報告事項〉

【各幹事、会長、総務からの報告】

- 1 会長補佐(五斗副理事長、白井理事・幹事、浅井理事・幹事、有田理事・幹事、清水理事・幹事、大林理事・幹事)
特に報告事項は無かった。
- 2 年会(五斗副理事長、山田幹事、山西理事・幹事)
審議事項に加えての報告事項は無かった。

- 3 会計(大林理事・幹事)

大林理事・幹事より、審議事項に加えて、別紙 s2(JSBi 年会会計に関するメモ)について、情報を更新後、理事・幹事に共有することが報告された。また、年会で利用する銀行口座開設にあたり、山西理事・幹事より引継ぎ内容の充実を図ることへの依頼があり、岩崎理事長、五斗副理事長からも改めて依頼がなされた。
- 4 認定試験(白井理事・幹事)

白井理事・幹事より審議事項に加えて、別紙 h4(2019 認定試験実施報告)を基に 2019 年度バイオインフォマティクス技術者認定試験の収支および実施報告が行われた。また今回から非会員の合格者には、入会金・初年度年会費が無料になる特典の付与を開始し、55 名(2020/2/18 時点)の特典利用者がいたことが報告された。また、岩崎理事長より、認定試験の持続可能な発展のために、認定試験の運営委員会から積極的な制度改善の提案をもらいたい旨、発言があった。
- 5 研究会(有田理事・幹事、岩崎理事長)

特に報告事項は無かった。
- 6 ニュースレター(小寺幹事)

小寺幹事は欠席のため、2020 年度ニュースレター幹事の尾崎理事・幹事より、日本語総説企画について支援をもらいたい旨の発言があった。
- 7 ISCB(岩崎理事長)

岩崎理事長より、GIW/ISCB-Asia2020 に JSBi からの推薦で後藤修名誉会員に講演いただくことに決まったこと、同名誉会員が ISCB Fellow 2020 へ選出されたことについて報告があった。また、ISCB Board of Directors への推薦に関する協力の依頼がなされた。最後に、2023 年にアジアで大規模な国際会議を開催予定であり準備が進行中であることが報告された。
- 8 男女共同参画(油谷幹事)

油谷幹事は欠席のため、代わりに岩崎理事長から別紙 h8(男女共同参画報告書)に基づき報告があった。岩崎理事長から、2020 年度ダイバーシティ幹事の武藤新理事・幹事へ、引継ぎ内容について事務局にも共有して欲しいとの依頼があった。
- 9 若手(竹本幹事)

竹本幹事が欠席のため、代わりに岩崎理事長および 2020 年度若手幹事の大上新理事・幹事から別紙 h9(若手幹事引継ぎメモ)に基づき報告があった。岩崎理事長から Oxford University Press(OUP)との連携を継続していきたいことについて、改めて発言があった。
- 10 渉外(松田理事・幹事)

松田理事・幹事より、新規で2社(カクタス・コミュニケーションズ株式会社、住友化学株式会社)の賛助会員の入会が報告された。

11 連携(荻島理事・幹事)

荻島理事・幹事より、連携先学会を幅広く検討していることが報告された。

12 広報(齋藤幹事)

齋藤幹事より別紙 h12.1(JSBi Web google analytics の報告)を基に JSBi ホームページ利用状況について報告があり、特に認定試験の関連ページの閲覧が多いことが報告された。また、別紙 h12.2、別紙 h12.3 を基に、バイオインフォマティクス研究室一覧の作成に関して参考となるサイトについて紹介があり、会員の所属情報を取得して作成したらどうかとの提案があった。

13 人材育成(有田理事・幹事、白井理事・幹事)

有田理事・幹事より、2020 年度年会の教育セッションを企画中であることが報告された。

14 活性化(山西理事・幹事)

山西理事・幹事より、現在引継ぎ資料を作成中であることが報告された。

15 個別化医療推進(木下理事・幹事)

木下理事・幹事より、個別化医療推進に関する会議への参加状況が報告された。

16 Genome Informatics(佐藤幹事)

岩崎理事長より、Genome Informatics 幹事を引き継ぐことが報告された。

17 総務報告

岩崎理事長より別紙 h17.1(総務報告)、別紙 h17.2(2019 年度版 JSBi 年間業務予定表)に基づき、会員数等の基本情報、また年間予定表について報告があった。特に、6 年ぶりに会員数が 600 名を超えたことが報告された。

18 会長(岩崎理事長)

岩崎理事長より、後藤修名誉会員の名前を冠したフェローシップについての検討の依頼が山西理事・幹事に対してなされ、承諾された。また幹事の円滑な引き継ぎのため、引き継ぎ事項を事務局にも共有してほしい旨の依頼があった。学会の収支構造の状況について説明があり、210 万円の赤字が 50 万円に圧縮したことが報告された。その他、コンテンツ作成・イメージ向上等の戦略的活動について、ニュースレターの魅力向上と強化について、会員の増加・継続、会員メリットの向上について、公募研究会事業の学会への還元について、それぞれ議論がなされた。

【地域部会長からの報告】

- 19 北海道地域部会(遠藤地域部会長)
報告は行われなかった。
- 20 東北地域部会(木下地域部会長)
木下理事・幹事・地域部会長より、東北地域部会の活動について報告された。
- 21 関西地域部会(中川地域部会長)
報告は行われなかった。
- 22 中国・四国地域部会(妹尾地域部会長)
報告は行われなかった。
- 23 九州地域部会(倉田地域部会長)
報告は行われなかった。
- 24 沖縄地域部会(池松地域部会長)
報告は行われなかった。

以上

以上により議事が終了し、議長は 18 時 00 分閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするために、議長および議事録署名人において次に記名押印する。

2020 年 3 月 18 日

特定非営利活動法人日本バイオインフォマティクス学会

理 事 長 岩崎 渉 印

議事録署名人 尾崎 遼 印

議事録署名人 五斗 進 印